



金 沢 市 公 報

号外第1号

平成30年(2018年)1月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

● 告 示

○町及び字の区域並びに町の名称の変更並びに
字の区域の廃止について (市民協働推進課) 1

ページ

● 公 告

○土地区画整理事業の換地処分について
(市街地再生課) 4

告 示

●金沢市告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により町及び字の区域並びに町の名称を変更し、並びに字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、平成30年1月27日から効力を有するものとします。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町及び字		左の区域に変更される従前の区域		
町	字	町	字	
直江東1丁目		直江町	チ	6の1、7、8、20~22、55~57、63、64、101、110、111、134の1、135の1、135の3、135の4の各一部 9の1~9の3、10~12、13の1~13の3、14、15の1~15の3、16の1~16の3、17の1~17の3、18、19の1~19の3、23~27、28の1、28の2、29の1、29の2、30、31、32の1、32の2、34の1、34の2、35の1~35の3、36の1~36の3、37~53、54の1、54の2、65~75、76の1~76の3、77の1、77の2、78の1~78の4、79の1、79の2、80、81の1~81の4、82、83の1、83の2、84~87、88の1~88の3、89の1~89の4、90~96、97の1~97の3、98の1~98の3、99の2、99の3、100の2、100の3、112の2、112の3、113の1、113の2、114の1、114の2、115の1、115の2、116の1~116の3、117の1~117の3、118の1~118の3、119の1、119の2、120の1~120の3、121の1~121の4、122の1~122の4、123の1~123の5、124の1~124の3、125の1~125の3、126の1~126の4、127の1~127の4、128の2、129の1~129の4、130の1、130の3、130の4、131の1、131の3、131の4、132の1~132の3、133の1~133の3、134の3、135の5
		直江町	リ	31~33、55の2、55の3、55の7、56の1、56の2、56の7、57の1、60の1、61の1、61の4、61の5、62、68の3、69の1、69の2、70、71の1、78~80の各一部 56の3~56の6、57の2、57の3、58の1~58の3、59の1~59の4、60の2、60の3、61の2、61の3、71の2、72の1~72の3、73の1~73の3、74の1、74の2、75の1~75の4、76、77の1、77の2
		直江町	ル	43、44の1、84、85の1、89、90、135の1、135の3の各一部 85の2、86、87、88の1、88の2、135の2、135の4、136の1~136の7、137の1~137の4、138の1~138の4

直江東2丁目	近岡町		919、920、921の1、921の2の各一部
	直江町	チ	20～22の各一部
	直江町	リ	15、16、31～33、60の1、61の1、61の4、61の5、62、68の3、69の1、69の2、70、71の1の各一部 17、18の1～18の3、19、20、24の1、24の2、25、26、27の1～27の3、28～30、63～65、66の1、66の2、67の1～67の3、68の1、68の2
	直江町	ル	1の2、2の2、3の2、4の2、5の2、6の2、7の2、8の2、9の2、10の2、11の2、12の2、13の2、43、44の1、84、85の1、89、90、135の1、135の3の各一部 1の1、2の1、3の1、4の1、4の3、4の4、5の1、5の3～5の5、6の1、7の1、7の3、8の1、9の1、9の3～9の5、10の1、10の3～10の5、11の1、11の3～11の5、12の1、12の3～12の5、13の1、13の3～13の5、30の1、30の2、31の1～31の5、32の1～32の8、33の1～33の4、34の1、34の2、35の1、35の2、36の1～36の4、37の1～37の3、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41の1～41の4、42の1、42の2、44の2、45～48、49の1～49の3、50の1～50の3、79の1～79の3、80、81、82の1～82の3、83の1、83の2、91、92、93の1～93の5、94の1～94の3、132の1～132の3、133の1～133の3、134の1、134の2、134の4～134の7、1001
	直江町	ヲ	141の一部 124の2、125、126の2、127の2
	直江北1丁目		308の一部
直江西1丁目	近岡町		336の3、336の7、337の5の各一部 337の4
	直江町	ハ	17～20、22の各一部 21、23の2
	直江町	ト	12の1、12の4、15の4、15の5、15の7、17の1、18の1、18の2、22の1、22の4、22の5、23の1、59～61、63の各一部 15の6、17の2、19の5、19の6、20、21の1、21の2、24の1、24の4、24の5、25の1、25の3、26の1、26の2、27の1、27の3、27の4、28、29の1、29の4、30の1～30の3、31の1～31の4、32の1～32の4、33～35、36の1～36の5、37の1～37の13、38の1～38の18、39の1～39の10、42の2、43の3、43の4、48の2、49の3、54の2、55、56の1～56の3、57、58、62の3、62の4
	直江町	チ	6の1、7、8、55～57、60、62～64の各一部 1の1、1の2、2～5、6の2、58の1、58の2、59の1、59の2
直江町	リ	11、12の1、12の2、13、31～33、55の2、55の3、55の7、56の1、56の2、56の7、57の1、78～80の各一部 1の1～1の5、2～6、7の1～7の4、8、9の1、9の2、10、34～37、38の1～38の4、39、40、40の2、41～44、45の1～45の7、46の1～46の7、47の1～47の5、48の1～48の3、49の1～49の3、50の1～50の5、51の1～51の4、52の1～52の3、53の1～53の3、54の1～54の3、55の1、55の4～55の6、55の8、81～85、86の1、86の2、87の1、87の2	
直江南1丁目	近岡町		315、333の5、335、336の1～336の3、336の5、336の7、337の5、337の6の各一部
	直江町	コ	34の1、35の1、35の3、35の4、35の6～35の8、43～45、57の1、57

			<p>の2、58の1、59の1、73、77~79、82の1、82の2の各一部 35の5、36の1、36の3、36の4、37の1~37の4、38の1、38の2、38の4、38の5、39の1、39の2、39の4、39の5、40の1~40の4、41の1、41の2、42の1、42の2、46の1~46の4、47の1、47の3、48の1、48の2、48の4~48の6、49の1~49の3、50の1、50の2、51、52の1、52の3~52の5、53の1、53の3、54の1、54の2、55の1、55の2、56の1~56の3、80、81、83~86、87の1~87の3、88の1~88の3、89の1~89の4、90の1~90の4、91の1~91の3、92の1~92の3、93の1~93の3、95の1~95の3、96の1~96の3、97の1~97の3、98の1~98の4、99の1~99の4、100の1、100の2、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1、103の2、104の1、104の2、201~203</p>
	直江町	ハ	<p>24、25、36、55の2の各一部 1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4~6、7の1~7の5、8の1~8の4、9の1~9の3、10の1~10の3、11の1~11の3、12の1、12の2、13の1~13の3、14の1~14の3、15の1、15の2、16の1、16の2、26の1、26の2、27の1~27の3、28の1~28の3、29の1~29の3、30の1~30の5、31の1~31の4、32の1~32の5、33の1~33の4、34、35の1~35の7、37の2、37の3、38の1~38の4、39の1~39の4、40の1~40の4、41の1、41の2、42の1~42の4、43の1~43の3、44~46、47の1~47の3、48の1、48の2、50~54、55の1、55の3、56の1~56の3、57の1~57の3、58の1、58の2、59の1、59の2、60の1、60の2、101</p>
	直江町	ホ	44の1
	直江町	ト	<p>6の2、9の2、9の3、12の1、12の4、15の4、15の5、15の7、17の1の各一部 1の3、1の4、2の1、2の2、3の1~3の3、4の2、4の3、5の1、5の2、5の4、5の5、6の1、7の3、9の1、10の1、10の2、11の1~11の3、12の2、12の3、15の2、16の1、16の3</p>
直江南2丁目	直江町	ヘ	<p>7、17~20、22の各一部 8、9、10の1~10の3、11、12の1~12の3、13、14、15の1~15の3、16、23の1、24の1、24の2、25の1~25の3、26~28、57~59、60の1~60の3、61の1~61の3、62~64、65の1、65の2、66の1~66の3、67、68、69の1~69の3、70、97~100、101の1~101の4、102の1~102の6、103、104の1~104の5、105の1~105の5、106の1~106の4、107の1~107の4、108の1~108の5、109の1~109の5、110の1~110の5、111の2</p>
	直江町	ト	<p>6の2、9の2、9の3、12の1、12の4、15の4、18の1、18の2、22の1、22の4、22の5、23の1、59~61、63、87の1、88の各一部 14の2、14の6、14の8、14の9、15の1、18の3~18の6、19の1、19の2、22の2、22の3、23の2、23の4、25の2、62の1、62の2、64の1、64の2、65の1、65の2、66の1、66の2、67、68の1、68の2、69、70の1~70の3、71の1、71の3~71の6、72、73、74の1~74の6、75の1~75の4、76の1~76の3、77の1~77の3、78の1~78の4、81の1~81の3、82の1~82の3、83、84の1、84の2</p>
	直江町	チ	<p>60、62~64、101、110、111、134の1、135の1、135の3、135の4の各一部 61、99の1、100の1、102、103の1、103の2、104の1~104の3、105</p>

				の1～105の3、106、107、108の1、108の2、109、112の1、134の4、135の2、135の6、136の1～136の5、137の1～137の5、138の1～138の5、139の1～139の4、140の1～140の4、141の1～141の5、142の1～142の5
		問屋町3丁目		35の1、35の2、49の2、52
近岡町		直江町	ハ	36の一部 37の1
		直江町	ト	4の1
		直江町	リ	11、12の1、12の2、13、15、16、31の各一部 14
直江町	イ	直江町	ニ	56の2、57の1の各一部 57の3
直江町	口	直江町	イ	
		直江町	ホ	
直江町	二	直江町	イ	49の1、79の1、79の2、80の1、80の3の各一部 80の2
直江町	ホ	直江町	イ	83の1～83の3、84の1の各一部 81、82
		直江町	口	33、34の1、35の1、35の3、35の4、35の6、35の7、57の1、57の2、58の1、59の1、73、77～79、82の1、82の2の各一部 34の2、34の3、58の2、59の2、59の3、60の1、60の2、61～71、72の1、72の2、74～76
		直江町	ハ	24、25の各一部 17、18の1、18の2、19、19の1～19の4、20～23
直江町	へ	直江町	ト	
直江町	ト	直江町	ハ	55の2の一部 55の4～55の6
直江町	ヲ	直江町	ル	
直江北1丁目		直江町	ル	1の2、2の2、3の2、4の2、5の2、6の2、7の2、8の2、9の2、10の2、11の2、12の2、13の2の各一部
		直江町	ヲ	123の2

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢市副都心北部直江土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日
平成30年1月10日
- 4 換地処分の内容
平成29年12月20日付け金沢市指令収市再第151号をもって認可した換地計画のとおり

平成30年(2018年)1月26日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)1月26日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	